◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三一五号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、福島県及び東京都を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は七、九七六万枚に改めることとし、一、〇〇〇円の貨幣は四七一万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（政令第三一六号）（厚生労働省）

1　特定業種退職金共済契約に係る退職金額の改定

別表第七に係る特定業種（林業）に係る特定業種退職金共済契約による退職金額を、年〇・五パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に改定することとした。（別表第七関係）

2　退職金に関する経過措置

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に別表第七に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者であって、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、施行日前の期間に係る掛金の納付があった月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を勘案して算定するものとすることとした。（附則第三条関係）

3　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定（条約第五号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。また、一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける等の権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。また、一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける等の権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えるとともに、他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第四条関係）

5　いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない旨定める。（第五条関係）

6　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について定める。（第六条関係）

7　各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表するとともに、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の採用等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を可能な範囲で与えること等について定める。（第七条関係）

8　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第八条関係）

9　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、妥当な考慮を払う旨定める。（第九条関係）

10　いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと等について定める。（第一一条関係）

11　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること等について定める。（第一二条関係）

12　自国の投資家の損害の塡補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について定める。（第一三条関係）

13　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について定める。（第一四条関係）

14　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができること等について定める。（第一五条関係）

15　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第一六条関係）

16　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる旨定める。（第一七条関係）

17　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定に基づく権利を害し、及び義務を免れるものと解してはならないこと等について定める。（第一八条関係）

18　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について定める。（第一九条関係）

19　合同委員会の設置について定める。（第二〇条関係）

20　締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家及び第三国の投資家の投資活動を奨励することが適当でないことを認めること等について定める。（第二一条関係）

21　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二二条関係）

22　第二条のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関連して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等について定める。（第二三条関係）

23　両締約国間の紛争の解決について定める。（第二四条関係）

24　第二四条に定める紛争の仲裁委員会への付託に関する制限について定める。（第二五条関係）

25　投資紛争の当事者である一方の締約国の投資家（以下「紛争投資家」という。）と投資紛争の当事者である他方の締約国は、可能な限り、投資紛争を友好的な協議及び交渉によって解決すること等について定める。（第二六条関係）

26　紛争投資家は、協議及び交渉により投資紛争を解決できない場合には、仲裁に付託できること等について定める。（第二七条関係）

27　各締約国は、紛争投資家が投資紛争を第二七条に定める仲裁に付託することに同意すること等について定める。（第二八条関係）

28　第四章に定める手続による投資紛争への付託に関する条件及び制限について定める。（第二九条関係）

29　裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束すること等について定める。（第四〇条関係）

30　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第四三条関係）

31　この協定の改正について定める。（第四四条関係）

32　第二条、第三条、第五条等により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

33　収用に係る第一一条の解釈基準について定める。（附属書Ⅲ関係）